## 調整担当者研修

ねらい	児童福祉法第25条の2第7項及び第8項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者(以下「調整担当者」という。)として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。		
申込条件	(1)調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 (2)子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の職員も受講可能だが、法律で義務付けられた 研修を受講したことを証明する修了証は交付されない。 【需要数47名】		
日 数	2日間		
研修内容	平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家 庭局長通知(最終改正:令和 6 年 3 月 28 日)に基づく		
日 程 研修 I D 通知期限	日程 2月中旬	研修 I D 2590500	通知期限 1月中旬